

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度涌谷町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 213,625 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,682,271 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

項目	予算科目				特定財源				一般財源	
	款	項	目	令和4年度 決算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	387,179	134,834	58,788	0	1,170	31,127	161,260
			国民年金事務費	89	89	0	0	0	0	0
			老人福祉費	573,857	15,933	45,629	0	1,979	82,566	427,750
			障害者福祉費	479,940	206,381	120,365	0	0	24,786	128,408
		児童福祉費	児童福祉総務費	671,522	416,685	75,029	0	48,055	21,317	110,436
			母子・父子福祉費	2,127	0	944	0	250	151	782
			児童館費	0	0	0	0	0	0	0
			児童福祉施設費	44,988	14,493	12,901	0	5,325	1,985	10,284
			保育所費	148,336	5,858	3,125	0	12,221	20,569	106,563
		災害救助費	災害救助費	9,204	0	6,939	0	0	0	2,265
小計①				2,317,242	794,273	323,720	0	69,000	182,501	947,748
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	126,452	10,710	2,897	0	13,060	16,145	83,640
			予防費	187,415	139,949	0	0	1,000	7,518	38,948
			環境衛生費	23,101	1,247	0	0	577	3,442	17,835
			疾病予防対策事業費	28,061	48	872	0	4,567	4,019	18,555
小計③				365,029	151,954	3,769	0	19,204	31,124	158,978
合計①+②+③				2,682,271	946,227	327,489	0	88,204	213,625	1,106,726

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。